



第375号
2024年6月2日

愛教労NEWS

愛知県教職員労働組合協議会

不当判決！



5.29 名古屋地裁 春日井訴訟判決



原告・弁護団声明



春日井市教労の組合員が勤務する小学校での職場交渉に、愛教労(上部団体)の岩澤議長の参加を拒否されたことをめぐる裁判で、5月29日「原告の訴えを棄却する」との判決により、名古屋地裁では敗訴となりました。

地公法では「特別の事情」があれば役員以外の者の交渉参加を認めています。この裁判ではその「特別の事情」が争点とされてきました。

今回の判決は、愛教労の岩澤議長の交渉参加が「[特別の事情] に当てはまらず客観的な事情または正当な理由があるとは認められない」として、被告の交渉拒否・主張を追認したもので極めて不当な判決です。また「(交渉が...) それ自体複雑であり、.....困難であるということではできない」すなわち「簡単な交渉なので[特別な事情]などない」という被告側も主張していない論理で県役員参加を否定しています。私たちのよう

に小さな組合にとって対等平等に交渉を進めることを、より一層困難にする判決です。

裁判の中で私たちは、南山大学緒方桂子教授の意見書をもとに地公法の立法過程や当時の国会答弁などから「組合側に交渉の代表を選択する自由がある」ことを主張してきましたが、判決ではその過程の検証について深く言及しておらず、なぜその論点を容れないのか不明なままであり、さらに腑に落ちないものとなっています。



判決後に行われた記者会見兼報告集会では、理解者や支援者を増やしていくこと、運動を再構築し大きな活動にしていくことなどの課題が出されました。全ての公務員労働組合・職員団体の運動に対して重大な悪影響を及ぼす判決です。春教労は今後もこの問題について、覚悟をもって取り組む決意です。今後とも支援よろしくお祈いします。

【春日井市教労：中島】

事務所住所：〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26
大須土方ドリームマンション 801 HPはこちら
TEL：052-242-4474
FAX：052-242-2938
Mail：aichi@aikyourou.jp
URL：http://www.aikyourou.jp/



愛知県における任意団体等による
「名簿・金品授受」

に関するアンケートはこちら▶

